

議案第 5 3 号

安中市事務分掌条例の一部を改正する条例について

安中市事務分掌条例を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市事務分掌条例の一部を改正する条例

安中市事務分掌条例（平成１８年安中市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条企画政策部の項から市民環境部の項までを次のように改める。

企画政策部

- （１） 秘書に関する事項
- （２） 行政の政策立案及び企画・調整に関する事項
- （３） 市の予算その他の財務に関する事項
- （４） 地域づくりに関する事項
- （５） 広報広聴に関する事項
- （６） 統計に関する事項

総務部

- （１） 市の行政一般に関する事項
- （２） 職員に関する事項
- （３） 危機管理、防災及び防犯に関する事項
- （４） 市税に関する事項
- （５） 他の所管に属さない事項

市民環境部

- （１） 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- （２） 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項
- （３） 福祉医療に関する事項
- （４） 国民年金に関する事項
- （５） 生活環境及び衛生に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の安中市事務分掌条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。